

抑制区域	根拠法令等
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定される土地
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
自然公園区域	静岡県立自然公園条例（昭和 36 年静岡県条例第 53 号）第 19 条第 1 項に規定する特別地域
海岸保全区域	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域
河川区域及び河川保全区域	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項に規定する河川保全区域
地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画により定めた森林の区域及び同法第 25 条第 1 項に規定する保安林
農業振興地域内の農用地区域 （営農型太陽光発電事業を除く）	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区
風致地区	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地

<p>第一種中高層住居専用地域  第二種中高層住居専用地域  第一種住居地域  第二種住居地域  準住居地域  近隣商業地域  商業地域</p>	<p>域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域</p>
<p>指定大規模既存集落</p>	<p>都市計画法第 34 条第 14 号の規定に基づき指定を受けた区域</p>
<p>景観地区</p>	<p>景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 61 条第 1 項に規定する景観地区</p>
<p>指定文化財の所在する区域  史跡名勝天然記念物の指定地</p>	<p>文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 条）第 27 条第 1 項に規定する重要文化財及び同法第 109 条第 1 項に規定する史跡、名勝及び天然記念物  静岡県文化財保護条例（昭和 36 年静岡県条例第 23 号）第 4 条第 1 項に規定する静岡県指定有形文化財及び同条例第 29 条第 1 項に規定する静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物  湖西市文化財保護条例（昭和 52 年湖西市条例第 33 号）第 4 条第 1 項に規定する湖西市指定有形文化財及び同条例第 32 条第 1 項に規定する湖西市指定史跡、湖西市指定名勝又は湖西市指定天然記念物</p>